

新たに正社員になると奨励金**30**万円のチャンス！

## 人手不足業就職チャレンジ応援事業 奨励金

### 要件

(I) 過去1年の間に県内の同業種の事業所に正社員として従事していないこと

(II) 次の①～④のいずれかの条件を満たすこと

※詳しい流れは、裏面をご覧ください。

令和5年11月～  
これまでの①と④に加え、  
②・③の追加で使いやすくなり  
ました!!

#### 県内の「建設」「運輸」「介護」の事業所の場合

- ① チャレンジ応援インターンシップ（県実施）に参加
- ② 就職先独自のインターンシップ等（**職場見学、職場説明会**など）に参加
- ③ 同じ事業所で**非正規雇用経験**（パート・アルバイト・派遣等）あり

#### 県内の「製造」「IT」「介護」の事業所の場合

- ④ 公的職業訓練活用コースに参加

(III) 正社員としての勤務実績が3か月以上あり、その事業所で引き続き勤務する意思を有していること

※**令和5年1月1日以降**に正社員として就職した方が対象です。

ただし、総務、経理等の事務的作業のみを行う場合は対象外とします。

※その他要件については、必ずホームページから要綱およびQAをご確認ください。

(IV) **令和6年3月11日**までに県労働政策課まで申請書等を**郵送**すること

※県のホームページから「申請書」を入手し、添付資料とともに郵送ください。

※ただし予算の上限に達し次第、受付を締切ります。

### 奨励金

# 30万円（支給は1回限り）

※振込先登録等により支給まで少なくとも1か月弱要します。

※ただし、予算の上限に達し次第、受付を締切ります

※奨励金を申請する前に必ず県労働政策課にご連絡ください。

＼HPはこちら＼



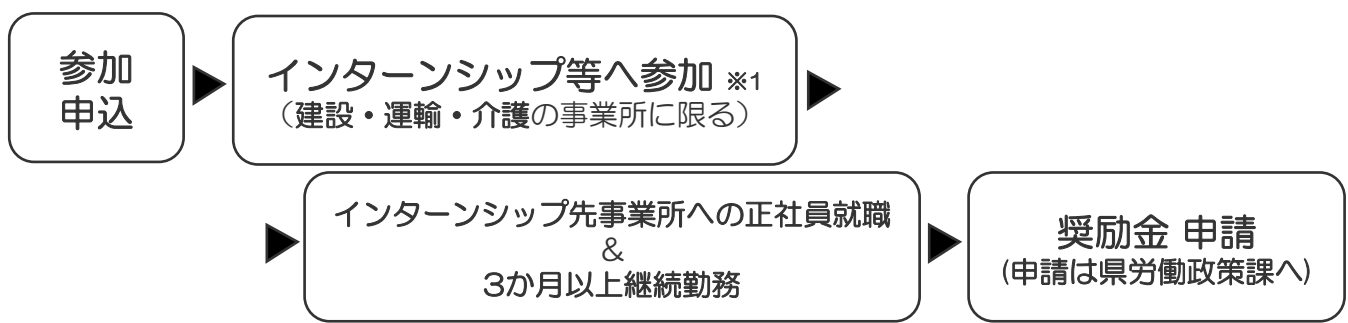
詳しくは福井県ホームページへ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/kyu-shoku/hitodebusokuchallenge.html>

【お問い合わせ先】 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県 産業労働部 労働政策課 電話0776-20-0390 FAX0776-20-0648

<チャレンジ応援インターンシップ等参加者の場合>



※1 ここでのインターンシップは、福井県人材確保支援センターが行う「チャレンジ応援インターンシップ」を指します。  
 この他、今回の拡充措置（R5.11～）により、②就職先が独自に行う、インターンシップ等を対象にするほか、③非正規雇用から正規雇用への転換も奨励金の対象に追加しました。

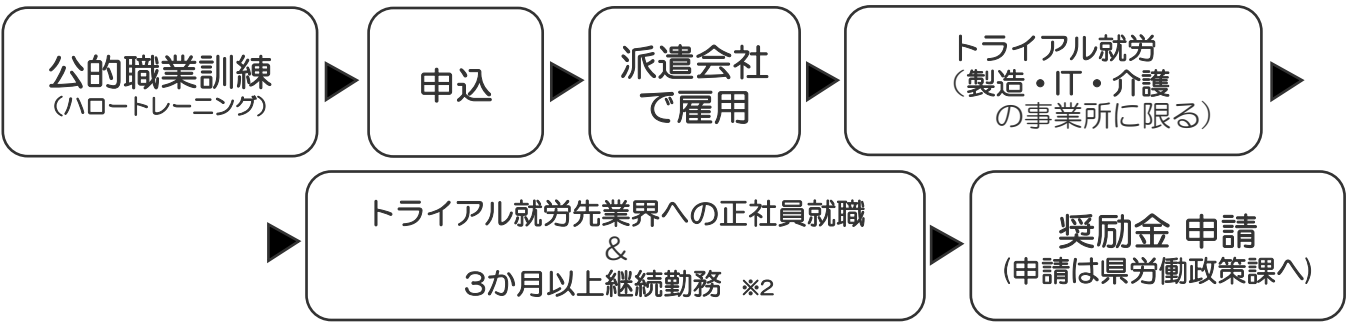
**【奨励金・インターンシップ等お問い合わせフォーム】**  
 奨励金・インターンシップ等の問い合わせについては、  
 下記URLもしくは右のQRコードからお願いします。  
 フォームURL : <https://forms.office.com/r/ngCxigM1K8>



<訓練実施コース参加者の場合>



<公的職業訓練活用コース参加者の場合>



※ トライアル就労先企業にそのまま正社員として勤務する場合、継続勤務日数はトライアル就労期間と合算することができます。

公的職業訓練活用コースのお問い合わせはこちら

株式会社キャリアプラス TEL. 0776-34-1570 / Mail. idou@cpcl.jp  
 〒918-8067 福井県福井市飯塚町7-10-10